

Harmony - news & topics 2010.09

URL: <http://www.kadota-office.com/>
mail: info@kadota-office.com
tel: 022-271-6751 fax: 022-271-6758



今月の写真: 釜石の秋桜
photo by S.kikuchi

2009年「若年者雇用実態調査」概況を公表

厚生労働省が2009年の「若年者雇用実態調査」の結果を発表しました。学校卒業後に非正社員として就職した若年者（15歳～34歳）のうち、約6割はその後非正社員として働いていることが明らかになりました。
※若年労働者＝15～34歳までの労働者のこと

☆気になる統計数値☆

○全労働者に占める全若年労働者の割合は32.9%
→若年正社員…21.1%、正社員以外…11.7%

○在学していない若年労働者の就業状況
→正社員…68.3%、正社員以外…31.7%

○若年労働者を生計状況
→自身の収入のみで生活 …44.0%
→自身の収入+他の収入 …46.8%

○若年労働者の賃金総額階級
→10万円～15万円未満 …14.7%
→15万円～20万円未満 …24.3%
→20万円～25万円未満 …23.5%

○最終学校卒業から1年間の状況
→正社員として就職した …71.2%
→正社員以外の労働者として就職した…22.9%
→無業だった …5.2%

※正社員として就職した者のうち、
現在正社員…81.3%、現在正社員以外…18.7%

※正社員以外の労働者として就職した者のうち
現在正社員…35.3%、現在正社員以外…64.7%

○在学していない若年労働者のうち、転職者が初めて就職した会社を離職した理由

[男性]	仕事が自分に合わない	…28.5%
	賃金の条件がよくなかった	…26.2%
	労働時間・休日・休暇の条件がよくなかった	…26.0%
[女性]	労働時間・休日・休暇の条件がよくなかった	…21.7%
	仕事が自分に合わない	…21.0%
	人間関係がよくなかった	…20.2%

門田より・・・この結果をみなさんはどのように受け止めますか？企業にとっては大変重要な消費者層であり、地域の活力でもあるはず、日本の将来を担う世代の今と捉えると、今後の大変興味深い結果です。

今月の写真 ～Kadota-office staffs が贈る季節の風景

写真のコスモスは釜石の祖母の家から撮った1枚です。涼しい初秋の風に可憐なコスモスが揺れていました。陸の孤島と言われた釜石ですが、仙人トンネルが開通してからは、仙台から向かうのもだいぶ便利になりましたね。

さて、釜石に行くとき必ず立ち寄る場所があります。

遠野の道の駅と釜石駅前橋上市場です。どちらも秋の実りを実感できる美味しい食べ物がたくさんありました。

国民年金保険料の悪質滞納を国税庁が強制徴収へ

◆対象は「悪質な滞納者」

厚生労働省は、国民年金保険料の悪質な滞納者について、財産の差押さえを含む強制徴収を実施することを、国税庁に委任する方針を明らかにしました。対象は、所得が1,000万円以上あるにもかかわらず保険料を2年以上滞納し、財産を隠している加入者などを想定しているとのことです。

◆財産の差押えも視野に

国税庁への委任は、日本年金機構（旧社会保険庁）の発足に伴って改正された国民年金法に基づく措置であり、主な対象者は、保険料を自分で納めている自営業者や農家などの国民年金の第1号被保険者です。厚生労働省が納付を督促しても応じないなど、「支払う意思がない」とみなされれば、同省は国税庁に委任し、同庁の職員が滞納分の財産を差し押さえるなどの処分を行うとのことです。すでに、全国の年金事務所が各市町村に所得情報の提供など協力を求めていると、滞納者情報との照合を進めているそうです。

◆当面の対象者は400人程度

国民年金保険料の未納者は300万人以上とされていますが、学生や低所得者が多くみられています。厚生労働省が国税庁に徴収を委任する対象は、前年度の所得が1,000万円以上で、財産を隠すなど特に悪質な滞納者に限られるため、当面の対象者は400人程度にとどまる見込みです。強制徴収の権限は、日本年金機構からの申出により、厚生労働大臣が財務大臣を通じて国税庁長官に委任する形になり、実際の差押えには、国税庁の徴収課や各地方国税局の特別整理部門の職員などが当たるそうです。

◆わかりやすい年金制度改革を

未納者からの保険料徴収ということで、一定の効果はありそうですが、保険料未納の背景には、年金制度そのものへの不信感があると言われています。

現政権には、わかりやすい年金制度改革の方向性を打ち出してもらいたいものです。

★スタッフ紹介★

9月1日から奥村かおりさんをお迎えしました。とても明るく、気さくですっかり事務所の一員です。これから皆様にお目にかかることもあると思いますが、どうぞよろしくお願い致します。

本人より・・・

皆様、はじめまして、奥村かおりです。

9/1から門田事務所の一員になりました。出来ることからコツコツと、丁寧に仕事にとりこんでいきたいと思っています。よろしく願い致します。

Harmony – news & topics 2010.09

#発行: 2010年9月10日 #編集・構成: 合同会社Harmony

門田修司法書士行政書士事務所/門田陽子社会保険労務士事務所

ADDRESS: 〒981-0914 仙台市青葉区堤通雨宮町 4-11 伊藤ビル 1F

☎ TEL: 022-271-6751 ㊟ FAX: 022-271-6758

🌐 URL : <http://www.kadota-office.com/>

✉ mail : info@kadota-office.com

📖 修日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-osamu/>

📖 陽子日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-yoko/>

📖 スタッフ日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-office/>

